

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	26-16. ゴミ収集業務事業		協議細目		
調整方針	<p>(案) ゴミ収集及びリサイクル業務については、合併年度においては各市町村とも現行のとおりとし、平成17年度から関市の制度に統一する。 ゴミ減量化補助金については合併時から、資源回収事業奨励金については平成17年度から、ともに関市の制度に統一する。</p>				
項目	参 考 資 料				
	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
運営方式	直営：可燃・不燃・粗大 作業人員：職員21名 収集用パッカー車：6台 委託：資源	直営 作業人員：臨時1名 収集用パッカー車：1台	直営 作業人員：職員1名 臨時1名 収集用パッカー車：1台	直営 作業人員：臨時1名 収集用パッカー車：1台	直営 作業人員：臨時1名 収集用パッカー車：1台
収集頻度					
・可燃ごみ	週2回	週2回	週2回	週2回	冬季：週1回 夏季：週2回
・不燃ごみ	月1回	月1回	月2回	月1回	月1回
・粗大ごみ	月2回（戸別1回、ステーション1回）	年2回	年3回	年3回	年2回
・資源ごみ	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回
・プラスチック製容器包装ごみ	月2回				
集積場所					
・可燃ごみ	1,256箇所	54箇所	32箇所	73箇所	50箇所
・不燃ごみ	1,262箇所	32箇所	24箇所	73箇所	50箇所
・資源ごみ	667箇所	32箇所	18箇所	42箇所	6箇所
・粗大ごみ	1,262箇所	21箇所	24箇所	27箇所	50箇所

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料										
	関 市		洞 戸 村		板 取 村		武 儀 町		上 之 保 村		
年間基準枚数 ・燃やせるごみ袋 * 関市はH16～の枚数	1人世帯	80枚	1人～4人世帯	100枚	1世帯	100枚	1世帯	100枚	1世帯	100枚	
	2人世帯	100枚	5人以上世帯								
	3人世帯	110枚	1人ごとに20枚追加								
	4人世帯	120枚									
	5人世帯	130枚									
	6人以上世帯	140枚									
・燃やせないごみ袋	1世帯	12枚	1世帯 袋	24枚	1世帯 袋	24枚	1世帯 袋	24枚	1世帯 袋	24枚	
			シール	12枚	シール	12枚	シール	12枚	シール	12枚	
・プラスチック製容器 包装ごみ袋	1世帯	24枚									
ごみ袋の金額 ・年間基準枚数以内 燃やせるごみ袋	大1枚	6.0円	大1枚	8.0円	大1枚	8.0円	大1枚	8.0円	大1枚	8.0円	
	小1枚	5.0円	小1枚	6.0円	小1枚	6.0円	小1枚	6.0円	小1枚	6.0円	
	燃やせないごみ袋、 シール	1枚	10.0円	1枚	12.5円	1枚	12.5円	1枚	12.5円	1枚	12.5円
	プラスチック製容 器包装ごみ袋 * 関市はH16～の金額	1枚	5.0円								
	・基準枚数超過分	1枚	300円	1枚	300円	1枚	300円	1枚	300円	1枚	300円
・事業系一般廃棄物ご み袋	1枚	300円	1枚	300円	1枚	300円	1枚	300円	1枚	300円	
・購入場所	自治会、市役所・支所 (H16から市指定店でも 購入可能)		農業協同組合		農業協同組合		町内商店(18店舗)		自治会、村内商店		

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料				
	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
容器包装リサイクル	ガラス製容器 ・生きビン ・無色ビン ・茶色ビン ・その他の色ビン ペットボトル プラスチック製容器 発泡スチロールトレイ 缶類容器 ・スチール缶 ・アルミ缶	ガラス製容器 ・生きビン ・無色ビン ・茶色ビン ・その他の色ビン ペットボトル 発泡スチロールトレイ 缶類容器 ・スチール缶 ・アルミ缶	ガラス製容器 ・無色ビン ・茶色ビン ・その他の色ビン ペットボトル 発泡スチロールトレイ 缶類容器 ・スチール缶 ・アルミ缶	ガラス製容器 ・生きビン ・無色ビン ・茶色ビン ・その他の色ビン ペットボトル 発泡スチロールトレイ 缶類容器 ・スチール缶 ・アルミ缶	ガラス製容器 ・茶色ビン ・白色ビン ・青色ビン ペットボトル 発泡スチロールトレイ 缶類容器 ・スチール缶 ・アルミ缶
ごみ減量化補助金 生ごみ堆肥化容器 ・コンポスト ・電動式	1世帯2基まで 1/2以内(限度5,000円)	1世帯1基 1/2以内(限度5,000円)	1世帯2基まで 1/2以内	1世帯1基 3/10以内(限度2,000円)	1世帯1基 4/10以内(限度3,000円)
	1世帯1基 1/2以内(限度20,000円)	1世帯1基 1/3以内(限度30,000円)	1世帯1基 1事業所1基 1/3以内 (限度：世帯7万円、 事業所100万円)	1世帯1基 1/2以内(限度20,000円)	1世帯1基 1/3以内(限度30,000円)
資源回収事業奨励金	対象品目1kgに対し5円	対象品目1kgに対し6円 (アルミ缶は1kgに対し20円)	収支が持ち出しの場合 20万円を限度に交付	対象品目1kgに対し4円	対象品目1kgに対し4円

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料
先進事例	<p>「岐阜広域合併協議会」 ごみ処理事業については、当面現行のとおりとする。なお、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、収集方法・料金制度等を合併後3年を目途に、調整するものとする。</p> <p>「美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会」 (1) 一般廃棄物処理に関する手数料については、合併時から美濃加茂市の制度に統一する。ただし、現行の美濃加茂市及び八百津町が設置する一般廃棄物埋立処分場で処分する手数料については、当分の間、現状どおり継続する。 (2) 一般廃棄物埋立処分場については、新たに施設整備を検討する。 (3) 一般廃棄物の分別収集方法については、当分の間、現状どおり継続するが、合併時以降、速やかに統一するよう検討する。ただし、直営収集については、委託を検討する。</p> <p>「飛騨地域合併協議会」 ごみ処理関係事業については、基本的には各市町村の処理内容及び施設の現状を維持する方向で調整するが、調整項目の詳細については別紙のとおりとする。</p>